

ハラスメントの防止と排除に関する規程

(目的)

第1条 神戸リハビリテーション衛生専門学校におけるハラスメントの防止と排除の措置、並びにハラスメントが発生した際の適切な対応を行うために必要な事項を定め、本学に在籍する職員（非常勤の教職員を含む。）並びに学生が、快適な環境下での教育、就学、就労の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定に定めるハラスメントとは、以下に掲げるものをいう。

- (1) セクシャル・ハラスメントとは、職員または学生が、性的な言動により就労環境または就学環境が害される、もしくは本人の意に反する性的な言動に対する本人の拒否や抵抗により就労または就学条件について不利益を受けることをいう。これは同性に対するものも含まれる。
- (2) アカデミック・ハラスメントとは、職員または学生が、地位や人間関係などの優位性を背景に研究上、教育上の権限を濫用することにより、研究活動・教育指導に関係する妨害、嫌がらせまたは不利益を受けることをいう。
- (3) パワー・ハラスメントとは、職員が、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を受ける、もしくは労務に関係する妨害、嫌がらせまたは不利益を受けることをいう。

(適用範囲)

第3条 職員並びに学生が、学校内外を問わず業務または学務を遂行する全ての場所を指し、開校時間内外を問わず実質的に業務または学務の延長とみなされる場合は該当する。

- 2 学生については卒業・退学等により離籍した後、また職員については離職後、1年以内に限り、在籍中に起きた案件であれば対象とする。

(学校の責務)

第4条 学校は、ハラスメントの防止と排除に向けた方針を明確化し、職員並びに学生に周知・啓発を行う。またハラスメントが発生した際には迅速かつ適切な対応を行うものとする。

- 2 学校は、ハラスメントの事実関係が認定された行為者に対し、厳正に対処する。

(職員並びに学生の責務)

第5条 職員並びに学生は、他者の人権を尊重し、ハラスメントの防止と排除に努めなければならない。

- 2 職員並びに学生はハラスメントに関わる案件において、ハラスメント対策委員会およびハラスメント調査委員会の聴取を求められた際は、正当な理由なくこれを拒むことは出来ない。
- 3 職員並びに学生はハラスメントに関わる案件において、虚偽の発言を行ってはならない。

(ハラスメント相談室の設置)

第6条 学校に、ハラスメントに関する相談に対応するため、ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)を設置する。

- 2 学校は、相談室の連絡先、相談室担当者の氏名を公表し周知する。
- 3 相談はハラスメントを受けた被害者に限らず、全ての職員並びに学生がハラスメントに関する相談を申し出ることが出来る。
- 4 相談室担当者は、プライバシー保護の順守並びにカウンセリングの方法等、ハラスメントの対応に必要な研修を受ける。

(ハラスメント対策委員会)

第7条 ハラスメントの防止と排除およびハラスメントが発生した際に迅速かつ適切な対応を行うため、ハラスメント対策委員会(以下「対策委員会」という。)を常設する。

- 2 対策委員会は、別段の定めがある場合を除き、委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決議する。

(ハラスメント対策委員)

第8条 対策委員会は、以下に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学校長
 - (2) ハラスメント相談室室長
 - (3) 各学科教職員数名
 - (4) その他委員会が必要と認めた者
- 2 対策委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 対策委員であっても、ハラスメントに関わる案件の当事者は委員会の審議および決議に参加することは出来ない。

(ハラスメント対策委員長)

第9条 対策委員会に対策委員長を置き、学校長をもって充てる。

2 対策委員長は対策委員会を招集し、その議長となる。

3 対策委員長に事故がある際は、第8条第1項第2号又は第3号の対策委員がその職務を代行する。

(対策委員会の任務)

第10条 対策委員会は、以下に掲げる事項を任務とする。

(1) ハラスメントの防止と排除に対する指針の作成に関すること。

(2) ハラスメントの防止と排除に対する啓発および研修に関すること。

(3) ハラスメント相談室に関すること。

(4) ハラスメント調査委員会に関すること。

(5) ハラスメントに関わる案件に対し、第11条に定めるハラスメント調査委員会の勧告に基づき、被害者の救済、行為者への懲戒、関係調整等に関すること。

(6) ハラスメントに関わる案件に対し、発生事案の公表並びに再発防止策に関すること。

(7) その他ハラスメントの防止と排除に関すること。

(ハラスメント調査委員会)

第11条 対策委員会は、ハラスメントの発生に際し事案ごとに、ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、必要な調査を行わせることが出来る。

2 調査委員会は出席委員の過半数をもって審議および決議する。

3 調査委員会は調査終了後に、対策委員会の了承をもって解散する。

(ハラスメント調査委員)

第12条 調査委員は対策委員長が指名した以下に掲げる委員をもって組織する。

(1) 各学科学科長

(2) 対策委員から対策委員長の指名を受けた者

(3) 各学科教員から対策委員長の指名を受けた者

2 対策委員長は、必要と認める際は外部の専門家を調査委員に任命することが出来る。

3 調査委員会は、必要と認める際は調査委員以外の者の出席を求め意見を聞くことが出来る。

4 調査委員であっても、ハラスメントに関わる案件の当事者は委員会の審議および決議に参加することは出来ない。

(ハラスメント調査委員長)

第 13 条 調査委員長は対策委員長が指名した者をもって充てる。

(調査委員会の任務)

第 14 条 調査委員会は、以下に掲げる事項を任務とする。

- (1) 相談者、行為者とみなされる者および当該事案の関係者から聴取し、事実関係を調査すること。
- (2) 公平な立場で問題解決に向けて調整すること。
- (3) 対策委員会に調査内容を報告し、審議の結果を勧告すること。

(守秘義務)

第 15 条 対策委員会、調査委員会並びに相談室、その他ハラスメントに関わる案件の対応に携わる者は、任務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。これは任務を退いた後並びに離籍後も同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第 16 条 学校は、ハラスメントに関する相談または事実関係の確認に協力した者に対し、そのことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(人権保護)

第 17 条 対策委員会、調査委員会並びに相談室は、ハラスメントに関わる案件における関係者のプライバシーおよび名誉を尊重し、公正な立場で対応しなければならない。

(再発防止)

第 18 条 対策委員会は、ハラスメントが発生した際、本学におけるハラスメントに関わる指針の周知の再徹底および研修の実施、発生の原因分析と再発防止策を講じる。

付則

1. この規程は、理事会の承認があった日（平成 30 年 6 月 7 日）から施行する。
2. この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。